

# 地 域 再 生 計 画

## 1 地域再生計画の名称

とよた藤岡アメニティ再生交流計画

## 2 地域再生計画の作成主体の名称

豊田市

## 3 地域再生計画の区域

豊田市の区域の一部（藤岡地区）

## 4 地域再生計画の目標

豊田市は、名古屋市の東方約 20～70 kmの矢作川上・中流部に位置し、東・北部の三河高原を形成する山間部と、西・南部の西三河平野につながる丘陵・平野部から成り、自動車産業を中心とする製造業の拠点としての機能集積が進む一方、豊かな自然や、香嵐溪などの自然と歴史を生かした観光資源にも恵まれた産業都市である。

また、平成 17 年 4 月 1 日の 7 市町村（豊田市、藤岡町、小原村、足助町、下山村、旭町、稲武町）合併により、総面積 918.47 km<sup>2</sup>、総人口 40 万 7,682 人(平成 17 年 4 月 1 日現在)を有する中核市となり、古くから矢作川流域として生活圏をともにしてきた周辺町村と一体となっている。

当市には矢作川を中心とした観光資源が多くあるが、その中でも本計画区域である藤岡地区及びその周辺地域では、矢作川やその支流河川の水辺を利用した”やな場”や河川水辺公園など川に触れあえる施設が数多くあり、バーベキューやアユ釣りなど市内外から多くの利用者が訪れている。また、地元住民らによるアユやアマゴの放流や河川の草刈り、地元小学生による矢作川水質監視など、様々な河川愛護活動も展開されている。このほか当市では、矢作川研究所や水道水源保全基金の設置など矢作川流域を守るための先進的な取り組みを行っており、こうした矢作川流域の自然を守る取り組みを流域圏一体となって推し進めている。

一方、本計画区域は、旧豊田市域に隣接する良好な住宅地域として昭和 53 年の町制施行を境に自動車関連企業従事者等を中心に人口が急速に増加したが、下水道

等の生活基盤が進む前に人口が急増したため汚水処理人口普及率 56.4%と低い状況であり、地域を流れる中小河川、特に区域南部を流れる中山川や山田川の水質(御船川流域)は年々悪化するなど、区域内およびその下流域の水環境への影響が懸念されている。他方、子どもたちによる水生生物調査などの環境学習等の活動を通じて、水環境整備についての関心も徐々に高まりをみせており、河川愛護や水辺環境整備などを通したまちづくりへの住民参加の機運が高まっている。

このため、本市においては汚水処理施設整備交付金を活用し、下水道や浄化槽などの汚水処理施設を効率的に整備するとともに、河川環境整備などの河川愛護活動を市として積極的に支援することにより、区域内の中小河川や矢作川の水質のみならず水辺環境の改善、ならびに地域住民の生活環境の改善を図るものとする。

さらには、人口急増により若い世代の割合が高く、古くからの集落と比べて地域内の人と人との結びつきは強いとはいえない当地域において、河川愛護活動や愛護意識の普及促進等を支援・推進することにより、住民の交流を推進し、区域内にとどまらず上流域と下流域との交流を推進していくものとする。

なお、本市では都市と農山村の共生をテーマとして「水と緑のゆたかさ創造都市づくり計画～都市と農山村の共生～」を策定し、平成 17 年 3 月 28 日に地域再生計画の認定を受け、森林環境の保全・再生、都市と農山村地域の観光・交流の推進、矢作川を生かした観光・交流の推進などの新たな施策展開を図るものとしている。

#### 【目標 1】汚水処理施設の整備促進

藤岡地区の汚水処理人口普及率を 62.2%に向上(現状 56.4%)

#### 【目標 2】中小河川の水質維持・保全

御船川流域の水質改善：BOD 3 mg/ 以下

#### 【目標 3】河川愛護活動の促進

藤岡地区の河川愛護活動の参加者数を約 10%向上

(約 2,300 人 約 2,500 人)

### 5 目標を達成するために行う事業

#### 5 - 1 全体の概要

当地区では、平成 13 年度に当地区南部の西中山町を中心とした地域(269ha)を矢作川・境川流域下水道関連公共下水道事業(矢作川処理区)に位置づけして下水道全体計画を策定している。そのうち南部 23ha については平成 16 年 2 月に下水道法の事業認可を取得しており、今後 3 年間で供用開始を目指す。また、下水道事業認可区域以外の市街化調整区域では、全県域汚水適正処理構想に基づいた集合処理区域はあるものの今のところ事業化の予定がなく、当面は浄化槽設置補助金(個人設置型)制度を実施して浄化槽の普及を進めていく区域としている。

本計画に基づき、汚水処理施設整備交付金を活用することにより、今後3箇年で汚水処理人口普及率を現状の56.4%から62.2%まで向上させ、地域住民の良好な生活環境の確保ならびに区域を流れる中小河川の水環境の維持・改善を図る。また、汚水処理施設整備とあわせて周辺地域で行われている河川愛護活動を支援・推進し、地域住民の水環境に対する意識向上を図り、下水道整備後の接続の推進や愛護活動等への積極的な参加を促す。そして、先に地域再生計画の認定を受けた「水と緑の豊かさ創造都市づくり計画」に掲げる矢作川や矢作川流域の自然環境を生かしながら都市部と農山村部の共存共栄に寄与することを目指す。

#### 公共下水道事業について

下水道法第4条第1項の規定に定める事業認可を取得

(平成16年2月17日付：15令下水第2-15号)

### 5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

#### (1) 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

##### [事業主体]

豊田市

##### [施設の種類]

公共下水道及び浄化槽(個人設置型)

##### [事業区域]

公共下水道	豊田市西中山町の一部、亀首町の一部
浄化槽(個人設置型)	豊田市大岩町、三箇町、白川町、木瀬町、御作町、上川口町、下川口町、西市野々町、石畳町、北曾木町、折平町、北一色町、上渡合町、石飛町、藤岡飯野町、迫町、深見町、田茂平町、西中山町の一部

##### [事業期間]

公共下水道	平成17年度～19年度
浄化槽(個人設置型)	平成17年度～19年度

##### [整備量]

公共下水道	75～800mm	L=9,190m
-------	----------	----------

浄化槽（個人設置型） 5人槽 52基  
7人槽 78基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

公共下水道 651人  
浄化槽（個人設置型） 455人

#### [事業費]

公共下水道 1,082,000千円  
(うち単独112,000千円)  
(うち国費485,000千円)

浄化槽（個人設置型） 50,466千円  
(うち国費16,822千円)

合計 1,132,466千円  
(うち単独112,000千円)  
(うち国費501,822千円)

### 5 - 3 その他の事業

#### 御船せせらぎ広場愛護会

御船川支流の山田川左岸にある御船せせらぎ広場およびその周辺において定期的に環境整備や維持管理を行っている。下流域でのこうした活動を上流域である本計画区域の住民に広く周知することで水環境に対する意識の向上を図る。

#### 河川愛護活動

藤岡地区では、河川愛護活動として毎年6月～7月にかけて自治区ごとに地域内の河川の草刈りを実施している。また、地区北部の河川ではアマゴやアユの稚魚の放流も行っている。

#### 旧プログラムに基づく地域再生計画

「水と緑のゆたかさ創造都市づくり計画 ～都市と農山村の共生～」

当市で既に認定（平成17年3月28日認定）を受けた「水と緑のゆたかさ創造都市づくり計画 ～都市と農山村の共生～」に掲げる都市と農山村の共生に係る事業展開を踏まえ、本計画に基づき藤岡地区の快適な住環境づくりと住民交流の促進を図る。

## 6 計画期間

平成 17 年度～平成 19 年度

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

本地域再生計画における汚水処理施設整備交付金に関連する事業の効率化及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業実施前後にわたり、普及率、接続率の整理のほか、河川水質調査を実施し状況把握に努める。なお、水質調査の評価項目や採水地点については市の環境部局と調整し決定するなど関係部局との調整に努めるとともに、毎年度、地域再生計画の進捗状況、整備面積、整備区域人口、汚水処理人口、浄化槽設置数、河川水質調査の結果など、各指標の検証及び今後の事業のあり方について検討を行う。検討に際し、関係する部局の職員で構成する検討委員会を設置する。

## 8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし